

道路使用許可申請書の提出について（お願い）

令和4年7月1日より、経由印が廃止され、道路使用許可の申請時に道路を管理する県・市町村等の窓口に行く必要がなくなります。ただし、市道の全面通行止め等の通行規制を伴う場合には、通行規制等の状況把握のため、道路管理者（加茂市）に道路使用許可申請書の写しの提出をお願いします。

◆ 提出対象となる通行規制 ◆

全面通行止め・車両通行止め

※市道のみ対象

令和4年7月1日～

道路管理者の経由印不要

道路使用許可申請書を提出

申請者

加茂警察署

通行止めの場合のみ
道路使用許可申請書(写)を提出

加茂市建設課

加茂市役所 建設課管理係

TEL 0256-52-0080（内線 217）

加茂警察署 交通課

TEL 0256-52-0110